

補完貸付制度における貸付先の承認の更新等について

1. 補完貸付制度における貸付先の承認の更新

○ 今般、日本銀行では、補完貸付制度における貸付先（以下「貸付先」といいます。）の承認の更新を行うこととしました。

—— 貸付先の承認の更新は、「補完貸付制度基本要領」に基づき、原則として年1回の頻度で行うこととしているものです。

—— 補完貸付制度の概要については、日本銀行ホームページに掲載している「補完貸付の概要」をご覧ください（掲載場所は「金融政策 > 金融政策手段 > オペレーション等の一覧 > 貸出 > 補完貸付制度 > 取引概要」）。

○ つきましては、貸付先におかれましては、同制度の利用の継続希望の有無の別に応じ、それぞれ次のとおりご対応ください。

（1）利用の継続を希望する金融機関等

・ 申込の手続きは原則として不要です。

—— 既に提出を受けている自己資本比率等の書類をもとに利用の継続の可否を判断いたします。

—— ただし、次の①から③までの何れかに該当する場合には、2026年8月14日までに、「補完貸付制度の貸付先承認にかかる自己資本比率等報告」および日本銀行が必要とする資料を提出してください。

① 更新の手続を公表した日（以下「更新手続公表日」といいます。）の直前の決算期末（中間決算期末を含みます。ただし、更新手続公表日の直前の決算期末の自己資本比率等が更新手続期間中に判明していない場合には、判明している直近の決算期末とします。以下同じです。）以降、他の法人との合併、他の法人からの事業の全部もしくは一部譲受け、他の法人への事業の一部譲渡、他の法人からの会社分割による事業の全部もしくは一部承継、他の法人への会社分割による事業の一部承継または増減資があった

場合（既に日本銀行に自己資本比率等および日本銀行が必要とする資料を提出済みである場合を除きます。）

- ② 更新手続公表日の直前の決算期末の自己資本比率、資本バッファ比率、レバレッジ比率、レバレッジ・バッファ比率、流動性カバレッジ比率、安定調達比率、内部 TLAC 額または外部 TLAC 比率について、日本銀行に提出した後、これを変更した場合（変更後の自己資本比率、資本バッファ比率、レバレッジ比率、レバレッジ・バッファ比率、流動性カバレッジ比率、安定調達比率、内部 TLAC 額または外部 TLAC 比率を既に日本銀行に提出済みの場合を除きます。）
- ③ ①または②の場合のほか、日本銀行が、自己資本比率等、その算出根拠資料その他の必要とする資料の提出を求めた場合（資料の提出を求める場合には、日本銀行から個別に取扱いをご連絡します。）

—— 「補完貸付制度の貸付先承認にかかる自己資本比率等報告」の書式は、日本銀行ホームページに掲載しています（「金融政策 > 金融政策手段 > オペレーション等の対象先公募・選定 > 補完貸付制度の貸付先 > 貸付先承認等について > 申込書式」の（書式2）になります）。

（2）利用の継続を希望しない金融機関等

- ・2026年8月14日までにその旨を後掲の照会先までご連絡ください。

—— 具体的な手続きについては、別途ご連絡します。

2. 貸付先の新規承認

- 日本銀行では、補完貸付制度の利用希望先を随時受付けています。新たに同制度の利用を希望する金融機関等は、「補完貸付制度の利用申込みの随時受け付けについて」をご覧ください、所要の手続きを行ってください。

—— 同資料は、日本銀行ホームページに掲載しています（掲載場所は、「金融政策 > 金融政策手段 > オペレーション等の対象先公募・選定 > 補完貸付制度の貸付先 > 貸付先承認等について > 随時受付」になります）。

3. 承認基準等

- 更新希望先および新規希望先のうち、別紙 1 の「補完貸付制度における貸付先の承認基準」を満たす先について、貸付先の承認の更新または新規承認を行います（補完貸付先の承認取消しにかかる予告措置の概要は別紙 2 のとおりです）。
- 貸付先の承認の更新または新規承認（2026 年 8 月 14 日までの利用希望受付け分）の結果は、2026 年 10 月 16 日までに日本銀行審査オンラインに通知を掲載する方法により、ご連絡します。
 - 本年より、更新希望先のうち日本銀行が承認の更新を行う先には、原則として電話による更新結果の連絡は行いませんので、ご注意ください。更新結果は、日本銀行審査オンラインに掲載する通知によりご確認ください。

以 上

<本件についての照会先>

日本銀行 金融機構局 金融第 1 課（03-3277-3656）

補完貸付制度における貸付先の承認基準

下記の(1)から(7)までを満たしていること。

- (1) 次の（a）から（d）までのいずれかに該当する先（ただし、整理回収機構、預金保険法（昭和 46 年法律第 34 号）第 2 条第 13 項に規定する承継銀行および同法第 126 条の 34 第 3 項第 5 号に規定する特定承継金融機関等を除く。）であること。
 - （a）金融機関（日本銀行法（平成 9 年法律第 89 号）第 37 条第 1 項に規定する金融機関をいう。）
 - （b）金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成 9 年政令第 385 号）第 10 条第 1 項第 2 号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）
 - （c）証券金融会社（日本銀行法施行令第 10 条第 1 項第 3 号に規定する証券金融会社をいう。）
 - （d）短資業者（同項第 4 号に規定する者をいう。）
- (2) 希望先が貸付希望店の当座預金取引先であること。
- (3) 希望先が貸付希望店の相対型電子貸付取引先であること。
- (4) 申出直前の決算期末（中間決算期末を含む。ただし、申出直前の決算期末の自己資本比率、資本バッファ比率、レバレッジ比率またはレバレッジ・バッファ比率が申出時に判明していない場合には、判明している直近の決算期末とする。以下(4)において同じ。）において、自己資本比率等が次に掲げる条件を満たしていること、または、申出直前の決算期末以降の増資等の事情により、自己資本比率等が次に掲げる条件を満たすようになったと確認できること。
 - （a）金融機関（外国銀行を除く。）にあつては、連結および単体自己資本比率が、国際統一基準適用先については普通株式等 Tier1 比率 4.5%以上、Tier1 比率 6%以上および総自己資本比率 8%以上、国内基準適用先については 4%以上、国際統一基準適用先または国内基準適用先の何れにも該当しない先については、業務内容等に照らし、自己資本の充実の状況が適当であると認められること。さらに、法令により資本バッファ規制、レバレッジ比率規制またはレバレッジ・バッファ規制が適用される場合には、適用される規制にかかる比率が、法令により定められた水準を満たしていること。
 - （b）金融機関の親会社が銀行持株会社である場合には、（a）に加え、銀行持株会社の連結自己資本比率が、国際統一基準適用先については普通株式等 Tier1 比率 4.5%以上、Tier1 比率 6%以上および総自己資本比率 8%以上、

国内基準適用先については4%以上であること。さらに、法令により資本バッファ規制、レバレッジ比率規制またはレバレッジ・バッファ規制が適用される場合には、適用される規制にかかる比率が、法令により定められた水準を満たしていること。

- (c) 外国銀行にあつては、その母国において「バーゼル III：より強靱な銀行および銀行システムのための世界的な規制の枠組み」（2010年12月バーゼル銀行監督委員会）に基づき定められた規制の適用を受ける先（以下「バーゼル III 適用先」という。）については、当該規制により算出された自己資本比率が、普通株式等 Tier1 比率 4.5%以上、Tier1 比率 6%以上および総自己資本比率 8%以上であること。その母国において「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化」（1988年7月バーゼル銀行監督委員会）または「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化：改訂された枠組」（2004年6月バーゼル銀行監督委員会）に基づき定められた規制の適用を受ける先（以下「バーゼル I・II 適用先」という。）については、当該規制により算出された自己資本比率が 8%以上であること。その母国において該当する規制が存在しない先（以下「銀行法準用先」という。）については、銀行法に準じて算出された自己資本比率が、普通株式等 Tier1 比率 4.5%以上、Tier1 比率 6%以上および総自己資本比率 8%以上であること。さらに、法令（バーゼル III 適用先およびバーゼル I・II 適用先については母国の法令をいい、銀行法準用先については準用される銀行法をいう。以下同じ。）により資本バッファ規制、レバレッジ比率規制またはレバレッジ・バッファ規制が適用される場合には、適用される規制にかかる比率が、法令により定められた水準を満たしていること。
- (d) 金融商品取引業者にあつては、金融商品取引法第 46 条の 6 第 1 項に基づき算出された自己資本規制比率が 200%以上であること。
- (e) 金融商品取引業者が特別金融商品取引業者（金融商品取引法第 57 条の 2 第 2 項に規定する特別金融商品取引業者をいう。以下同じ。）である場合には、(d) に加え、「特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件」（平成 22 年金融庁告示第 128 号）に基づき算出された連結自己資本規制比率が 200%以上であること。
- (f) 金融商品取引業者が特別金融商品取引業者であつて、その親会社が最終指定親会社（金融商品取引法第 57 条の 12 に規定する親会社をいう。以下同じ。）である場合（以下、この金融商品取引業者を「川上連結金融商品取引業者」という。）には、(d) および (e) に加え、「最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件」（平成 22 年金融庁告示第 130 号。以下「川上連結告示」という。）第 2 条および第 3 条に基づき算出された連結自己資本規制比率が、普通株式等 Tier1 比率 4.5%以上、Tier1 比率 6%以上および総自己資本規制比率 8%以上であること。
- (g) 川上連結告示第 4 条に基づき算出された連結自己資本規制比率が 200%以上であるときは、(f) の要件を満たすものとみなす。
- (h) 川上連結金融商品取引業者にあつては、(d)、(e) および (f) に加え、

その最終指定親会社につき、連結資本バッファ比率、連結レバレッジ比率および連結レバレッジ・バッファ比率が、法令により定められた水準を満たしていること。

- (i) 外国法人である金融商品取引業者（以下「外国金融商品取引業者」という。）がバーゼル III 適用先またはバーゼル I・II 適用先である場合には、(d)、(e) および (f) に加え、法令により算出された当該外国金融商品取引業者の自己資本比率が、バーゼル III 適用先については普通株式等 Tier1 比率 4.5%以上、Tier1 比率 6%以上および総自己資本比率 8%以上、バーゼル I・II 適用先については 8%以上であること。さらに、法令により資本バッファ規制、レバレッジ比率規制またはレバレッジ・バッファ規制が適用される場合には、適用される規制にかかる比率が、法令により定められた水準を満たしていること。
 - (j) 金融機関または金融商品取引業者が外国連結親会社（当該金融機関または当該金融商品取引業者を連結子会社とする外国法人であって、バーゼル III 適用先またはバーゼル I・II 適用先であるものをいう。以下同じ。）を有する場合には、(a) から (c) までまたは (d) から (f) までおよび (i) に加え、法令により算出された当該外国連結親会社の自己資本比率が、バーゼル III 適用先については普通株式等 Tier1 比率 4.5%以上、Tier1 比率 6%以上および総自己資本比率 8%以上、バーゼル I・II 適用先については 8%以上であること。さらに、法令により資本バッファ規制、レバレッジ比率規制またはレバレッジ・バッファ規制が適用される場合には、適用される規制にかかる比率が、法令により定められた水準を満たしていること。
 - (k) 証券金融会社および短資業者にあつては、自己資本比率が 200%以上（金融商品取引業者の自己資本規制比率に準じて算出する。）であること。
 - (l) (a)、(b)、(c)、(h)、(i) または (j) において、資本バッファ比率またはレバレッジ・バッファ比率が法令により定められた水準を満たさない場合であっても、その水準を満たすよう着実に改善すると認められるときは、当該比率にかかる要件を満たすものとみなす。
 - (m) (d) または (e) において、自己資本規制比率が 140%以上 200%未満の場合であっても、金融商品取引業者が川上連結金融商品取引業者またはグローバルなシステム上重要な銀行（法令により資本バッファ規制が適用される先に限る。）の連結子会社であつて、自己資本規制比率が 200%以上に着実に改善すると認められるときは、(d) または (e) の要件を満たすものとみなす。ただし、金融商品取引業者が外国連結親会社を有する場合には、当該外国連結親会社が自己資本規制比率を 200%以上に着実に改善させる旨を約したときに限る（当該外国連結親会社の信用力に問題がある場合には要件を満たすものとして取扱わない。）。
- (5) 法令により流動性カバレッジ比率規制および安定調達比率規制が適用される場合には、申出直前の決算期末（中間決算期末を含む。ただし、申出直前の決算期末の流動性カバレッジ比率または安定調達比率が申出時に判明していない場合には、判明している直近の決算期末とする。以下(5)において同じ。）において、次に掲げる条件を満たしていること、または、申出直前の決算期末以降の事情により、次に掲げる条件を満たすようになっ

たと確認できること。

- (a) 金融機関にあつては、流動性カバレッジ比率および安定調達比率が、法令により定められた水準を満たしていること。
 - (b) 金融機関の親会社が銀行持株会社である場合には、(a) に加え、銀行持株会社に関する流動性カバレッジ比率および安定調達比率が、法令により定められた水準を満たしていること。
 - (c) 川上連結金融商品取引業者にあつては、その最終指定親会社に関する連結流動性カバレッジ比率および連結安定調達比率が、法令により定められた水準を満たしていること。
 - (d) 外国金融商品取引業者にあつては、(c) に加え、流動性カバレッジ比率および安定調達比率が、法令により定められた水準を満たしていること。
 - (e) 金融機関または金融商品取引業者が外国連結親会社を有する場合には、(a) および (b) または (c) および (d) に加え、外国連結親会社に関する流動性カバレッジ比率および安定調達比率が、法令により定められた水準を満たしていること。
 - (f) (a)、(b)、(c)、(d) または (e) において、流動性カバレッジ比率または安定調達比率が法令により定められた水準を満たさない場合であっても、その水準を満たすよう着実に改善すると認められるときは、当該比率にかかる要件を満たすものとみなす。
- (6) 申出直前の決算期末（中間決算期末を含む。ただし、申出直前の決算期末の内部 TLAC 額または外部 TLAC 比率が申出時に判明していない場合には、判明している直近の決算期末とする。以下(6)において同じ。）において、次に掲げる要件を満たしていること、または、申出直前の決算期末以降の事情により、次に掲げる条件を満たすようになったと確認できること。
- (a) 法令（外国銀行および外国金融商品取引業者については母国の法令をいう。以下 (a) において同じ。）により内部 TLAC 額規制が適用される場合には、内部 TLAC 額が次に掲げる条件を満たしていること。
 - a. 金融機関にあつては、内部 TLAC 額が、法令により定められた水準を満たしていること。
 - b. 金融商品取引業者にあつては、内部 TLAC 額が、法令により定められた水準を満たしていること。
 - c. a. および b. において、内部 TLAC 額が法令により定められた水準を満たさない場合であっても、その水準を満たすよう着実に改善すると認められるときは、a. または b. の条件を満たすものとみなす。
 - (b) 法令（外国銀行、外国金融商品取引業者および外国連結親会社については母国の法令をいう。以下 (b) において同じ。）により外部 TLAC 比率規制が適用される場合には、(a) に加え、外部 TLAC 比率が次に掲げる条件を満たしていること。

- a. 外国銀行にあつては、外部 TLAC 比率が、法令により定められた水準を満たしていること。
 - b. 外国金融商品取引業者にあつては、外部 TLAC 比率が、法令により定められた水準を満たしていること。
 - c. 金融機関または金融商品取引業者の親会社が銀行持株会社である場合には、銀行持株会社に関する外部 TLAC 比率が、法令により定められた水準を満たしていること。
 - d. 川上連結金融商品取引業者にあつては、その最終指定親会社に関する外部 TLAC 比率が、法令により定められた水準を満たしていること。
 - e. 金融機関または金融商品取引業者が外国連結親会社を有する場合には、外国連結親会社に関する外部 TLAC 比率が、法令により定められた水準を満たしていること。
 - f. a. から e. までにおいて、外部 TLAC 比率が法令により定められた水準を満たさない場合であっても、その水準を満たすよう着実に改善すると認められるときは、a.、b.、c.、d. または e. の条件を満たすものとみなす。
- (7) 申出直前の決算期末以降の経営の状況その他考査等から得られた情報に照らし、自己資本比率、資本バッファ比率、レバレッジ比率もしくはレバレッジ・バッファ比率が実質的に (4) に定める水準を下回るとみられる、流動性カバレッジ比率もしくは安定調達比率が実質的に (5) に定める水準を下回るとみられる、内部 TLAC 額もしくは外部 TLAC 比率が実質的に (6) に定める水準を下回るとみられる、またはその他信用力が十分でないと認められる特段の事情もしくは別表に掲げる事項の検証結果等を踏まえて流動性リスク管理が適切でないと認められる特段の事情がないこと。

流動性リスク管理のチェック・ポイント

1. リスク管理にかかるガバナンス体制の整備	(1) 流動性リスク管理を経営上の重要な要素として位置付け、経営陣が管理体制の整備に十分コミットしているか。 (2) リスク管理方針の策定、リスク管理責任者の設置と権限付与、経営陣への報告体制の確立といったリスク管理体制を適切に確立しているか。 (3) 流動性リスク許容度の設定や危機時のコンティンジェンシー・プランの策定が、基本的な流動性リスク管理方針と整合的か。
2. 流動性リスク・プロファイルの把握とバランスシート運営	(1) 自行・社・庫の業務展開、ビジネスモデルに応じた流動性リスク・プロファイルの把握が適切に行われているか。 (2) 預金という安定的な資金調達源を持たない金融機関は、その流動性リスク・プロファイルに見合った頑健なリスク管理体制の構築に努めているか。 (3) 流動性に影響を及ぼし得る潜在的な要因へのリスク管理面での目配りは十分か。 (4) 資金の運用・調達構造自体、すなわち、運用・調達のバランス、期間別のミスマッチ、市場性調達への依存度等は調達力に見合っているか。 (5) 偶発債務の規模が調達力対比で過大でないか。 (6) 先行きの運用・調達方針では、資金調達面での限界を考慮に入れない形で、市場流動性が低く、資金化やポジション解消が困難化しやすい資産の積み上げが容認されていないか。
3. 日々の資金繰りの安定性確保	(1) 必要な資金を安定的に調達し、円滑に決済を行いえているか。 (2) 調達レートの急激な上昇など取引レートに特段の動きはないか。 (3) 日々の要調達額が資金調達力との対比で過大になっていないか。 (4) 日本銀行適格担保を含む担保繰りに問題はないか。 (5) 業務内容や主な資金調達手段の特性を勘案したうえで、資金調達先の大口集中を避け、資金調達手段の分散化・多様化を図っているか。 (6) 日中流動性の管理を適切に行っているか。 (7) 補完貸付の常態的な利用により、補完貸付以外の調達手段を確保する努力を怠るなど、自律的な流動性リスク管理がおろそかになっていないか。
4. ストレス局面での対応力の強化	(1) 様々なシナリオのもとでのストレステストを実施しているか。 (2) ストレステスト等を通じて想定される資金流出に対応して、資金化可能な流動資産を十分に確保しているか。 (3) 資金の出し手金融機関のリスク認識などの定性的情報を含め、「必要な

	ときに、必要な資金を調達できるか」という資金アベイラビリティを確認しているか。
5. 緊急時における対応	(1) 資金の逼迫度に見合った管理体制に移行する仕組みや業務運営において、緊急時の流動性面への影響を勘案する仕組みの整備を含めた適切なコンティンジェンシー・プランが策定されているか。 (2) 調達環境の変化を適切に認識し、逼迫度に見合った管理体制に移行しているか。 (3) 流動性面での制約の強まりを業務運営上勘案する仕組みが有効に機能しているか。 (4) 実務上の対応において、逼迫度に見合ったポジション運営等、適切な流動性管理が行われているか。また、調達先・調達手段の拡充や資産売却等を含めて、追加的な流動性確保策が講じられているか。
6. グローバルな流動性リスク管理体制の整備（国際的に活動する金融機関）	(1) 取扱通貨毎、海外拠点毎の流動性リスク・プロファイルを的確に把握しているか。 (2) グループ内におけるクロスボーダー資金の量や期間構造を平時より把握しているか。 (3) グループ内の資金活用が国際金融市場の環境変化によって受ける影響を把握しているか。 (4) 危機時における各拠点間の資金融通について、グループ全体として整合的なかたちでコンティンジェンシー・プランを整備しているか。 (5) 海外主要拠点での代替的調達手段は十分に確保されているか。

補完貸付先の承認取消しにかかる予告措置の概要

日本銀行は、補完貸付制度における貸付先が、その承認基準として定められている自己資本比率、資本バッファ比率、レバレッジ比率もしくはレバレッジ・バッファ比率の要件、流動性カバレッジ比率もしくは安定調達比率の要件または内部TLAC額もしくは外部TLAC比率の要件を満たさなくなった場合、同比率の水準等^(注1)に応じ、別表のとおり貸付先の承認の取消しまたはその予告措置を講じます。

なお、予告措置を講じた場合の取扱いは以下のとおりです。

- ① 予告期間中に承認基準を満たしたと認められる場合には、予告を取消します（この場合、貸付先の承認は維持されます。）。
- ② 予告期間中に承認基準を満たす可能性がなくなったと認められる場合には、その時点で貸付先の承認取消しを行います。
- ③ 予告期間中に承認基準を満たさなかったと認められる場合には、予告後 6 か月を経過した時点で貸付先の承認取消しを行います。

—— 予告措置の運用イメージについては別紙をご参照下さい。

(a) 金融機関のうち国際統一基準適用先およびその親会社である銀行持株会社、金融商品取引業者のうち川上連結先^(注2)ならびに(c)以外の外国銀行、外国金融商品取引業者および外国連結親会社

直近の自己資本（規制） 比率等	6ヶ月以内の 自己資本（規制）比率等 の見込み	措置の内容
普通株式等Tier 1比率 4.5%以上、Tier 1比率 6%以上、総自己資本比率 8%以上、資本バッファ比率 ^(注3) 、 レバレッジ比率および レバレッジ・バッファ比率 ^(注3) の要件を満たすこと、 流動性カバレッジ比率および 安定調達比率の要件 ^(注3) を満たすこと ならびに内部TLAC額 および外部TLAC比率の要件 ^(注4) を満たすこと	—	貸付先の承認を維持
普通株式等Tier 1比率 4.5%未満1.13%以上、 Tier 1比率6%未満 1.5%以上または総自己資本 比率8%未満2%以上である こと レバレッジ比率の要件を満た さないものの、0.7875% 以上であること 資本バッファ比率の要件を 満たさなくなったこと レバレッジ・バッファ比率の 要件を満たさなくなったこと 流動性カバレッジ比率または 安定調達比率の要件を満たさ なくなったこと 内部TLAC額または外部TLAC比 率の要件を満たさなくなった こと	普通株式等Tier 1比率 4.5%以上、Tier 1比 率6%以上および総自己資本 比率8%以上に回復する可能 性あり レバレッジ比率の要件を満た す可能性あり 資本バッファ比率の要件を 満たす ^(注5) 可能性あり レバレッジ・バッファ比率 の要件を満たす ^(注5) 可能性あ り 流動性カバレッジ比率および 安定調達比率の要件を満たす ^(注5) 可能性あり 内部TLAC額および外部TLAC比 率の要件を満たす ^(注6) 可能性 あり	予告を発出

同上	普通株式等Tier 1比率 4.5%以上、Tier 1比率6%以上および総自己資本比率8%以上に回復する可能性なし レバレッジ比率の要件を満たす可能性なし 資本バッファ比率の要件を満たす可能性なし レバレッジ・バッファ比率の要件を満たす可能性なし 流動性カバレッジ比率および安定調達比率の要件を満たす可能性なし 内部TLAC額および外部TLAC比率の要件を満たす可能性なし	直ちに貸付先の承認を 取消
普通株式等Tier 1比率 1.13%未満、Tier 1比率1.5%未満または総自己資本比率2%未満 レバレッジ比率0.7875%未満	—	

(b) 金融機関のうち国内基準適用先およびその親会社である銀行持株会社

直近の自己資本比率	6ヶ月以内の 自己資本比率の見込み	措置の内容
4%以上	—	貸付先の承認を維持
4%未満 1%以上	4%以上に回復する 可能性あり	予告を発出
同上	4%以上に回復する 可能性なし	直ちに貸付先の承認を 取消
1%未満	—	

(c) 外国銀行または外国金融商品取引業者のうちその母国において「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化」(1988年7月バーゼル銀行監督委員会)または「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化：改訂された枠組」(2004年6月バーゼル銀行監督委員会)に基づき定められた規制の適用を受ける先および外国連結親会社

直近の自己資本比率	6ヶ月以内の 自己資本比率の見込み	措置の内容
8%以上	—	貸付先の承認を維持

8 %未満 2 %以上	8 %以上に回復する可能性あり	予告を発出
同上	8 %以上に回復する可能性なし	直ちに貸付先の承認を 取消
2 %未満	—	

(d) 金融商品取引業者^(注7)、証券金融会社および短資業者

直近の自己資本 (規制) 比率等	6 ヶ月以内の 自己資本 (規制) 比率等 の見込み	措置の内容
200 %以上 ^(注8) である ことならびに内部 TLAC額の要件 ^(注4) を満 たすこと	—	貸付先の承認を維持
200 %未満 100 % 以上であること 内部TLAC額の要件を満 たさなくなったこと	200 %以上に回復する 可能性あり 内部TLAC額の要件を満たす ^(注6) 可能性あり	予告を発出
同上	200 %以上に回復する 可能性なし 内部TLAC額の要件を満たす ^(注6) 可能性なし	直ちに貸付先の承認を 取消
100 %未満	—	

(注1) 数値基準のほか、自己資本比率、資本バッファ比率、レバレッジ比率、レバレッジ・バッファ比率、流動性カバレッジ比率、安定調達比率、内部TLAC額もしくは外部TLAC比率が実質的に要件を下回るとみとめられる、またはその他信用力が十分でないと認められる特段の事情もしくは別表に掲げる事項の検証結果等を踏まえて流動性リスク管理が適切でないと認められる特段の事情がないことも判断材料とする。

(注2) 金融商品取引業者が特別金融商品取引業者であって、その親会社が最終指定親会社である場合（バーゼル基準採用先）には、最終指定親会社にかかる連結自己資本規制比率。なお、このケースに該当する金融商品取引業者の単体および川下連結自己資本規制比率は（d）の基準に従う。

(注3) 資本バッファ比率、レバレッジ・バッファ比率、流動性カバレッジ比率または安定調達比率が法令（外国銀行、外国金融商品取引業者または外国連結親会社のうち、バーゼルIII適用先またはバーゼルI・II適用先については母国の法令をいい、銀行法準用先については準用される銀行法をいう。以下（注5）において同じ。）に定められた水準を満たさない場合であっても、その水準を満たすよう着実に改善すると認められるときは、要件を満たすものとみなす。

(注4) 内部TLAC額または外部TLAC比率が法令（外国銀行、外国金融商品取引業者および外国連結親会社については母国の法令をいう。以下（注6）において同じ。）に定められた水準を満たさない場合であっても、その水準を満たすよう着実に改善すると認められるときは、要件を満たすものとみなす。

(注5) 資本バッファ比率、レバレッジ・バッファ比率、流動性カバレッジ比率または安定調達比率が要件を満たすとは、6か月以内に法令に定められた水準に回復する、またはその水準を

満たすよう着実に改善すると認められることをいう。

(注6) 内部TLAC額または外部TLAC比率が要件を満たすとは、6か月以内に法令に定められた水準に回復する、またはその水準を満たすよう着実に改善すると認められることをいう。

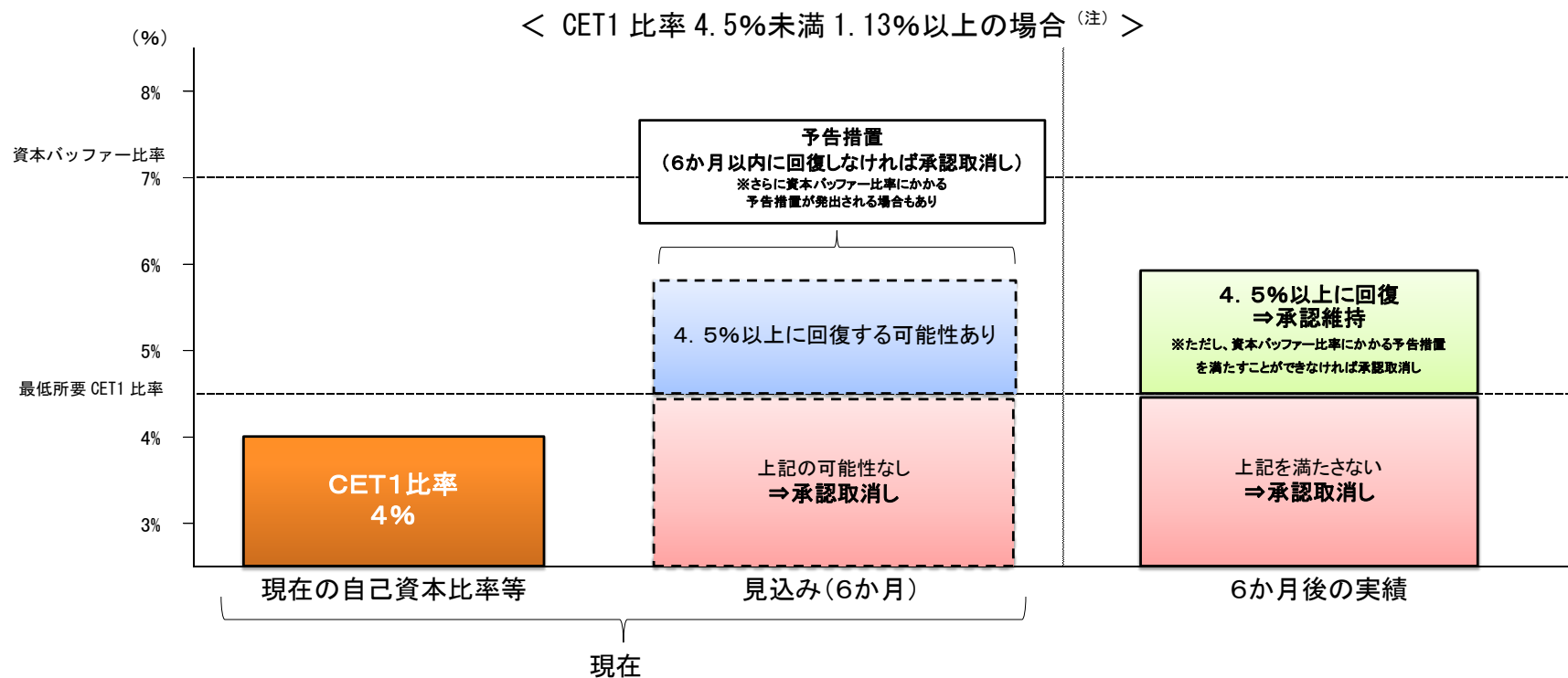
(注7) 法令により内部TLAC額規制の適用を受ける金融商品取引業者の親会社が銀行持株会社である場合には、当該銀行持株会社については、(a)の基準に従う。

(注8) 金融商品取引業者のうち川上連結先またはグローバルなシステム上重要な銀行（法令により資本バッファ規制が適用される先に限る。）の連結子会社である先については、自己資本規制比率が140%以上200%未満の場合であっても、200%以上に着実に改善すると認められるときは、200%以上であるとみなす。

予告措置の運用イメージ

① 最低所要自己資本比率を満たさない場合の予告措置

最低所要自己資本比率にかかる予告措置		対応
現在	6か月以内に CET1 比率 4.5%以上に回復する可能性はあるか	☐ 有：予告措置 ☐ 無：承認取消し
6か月後	CET1 比率 4.5%以上に回復したか	☐ 有：承認維持 ☐ 無：承認取消し

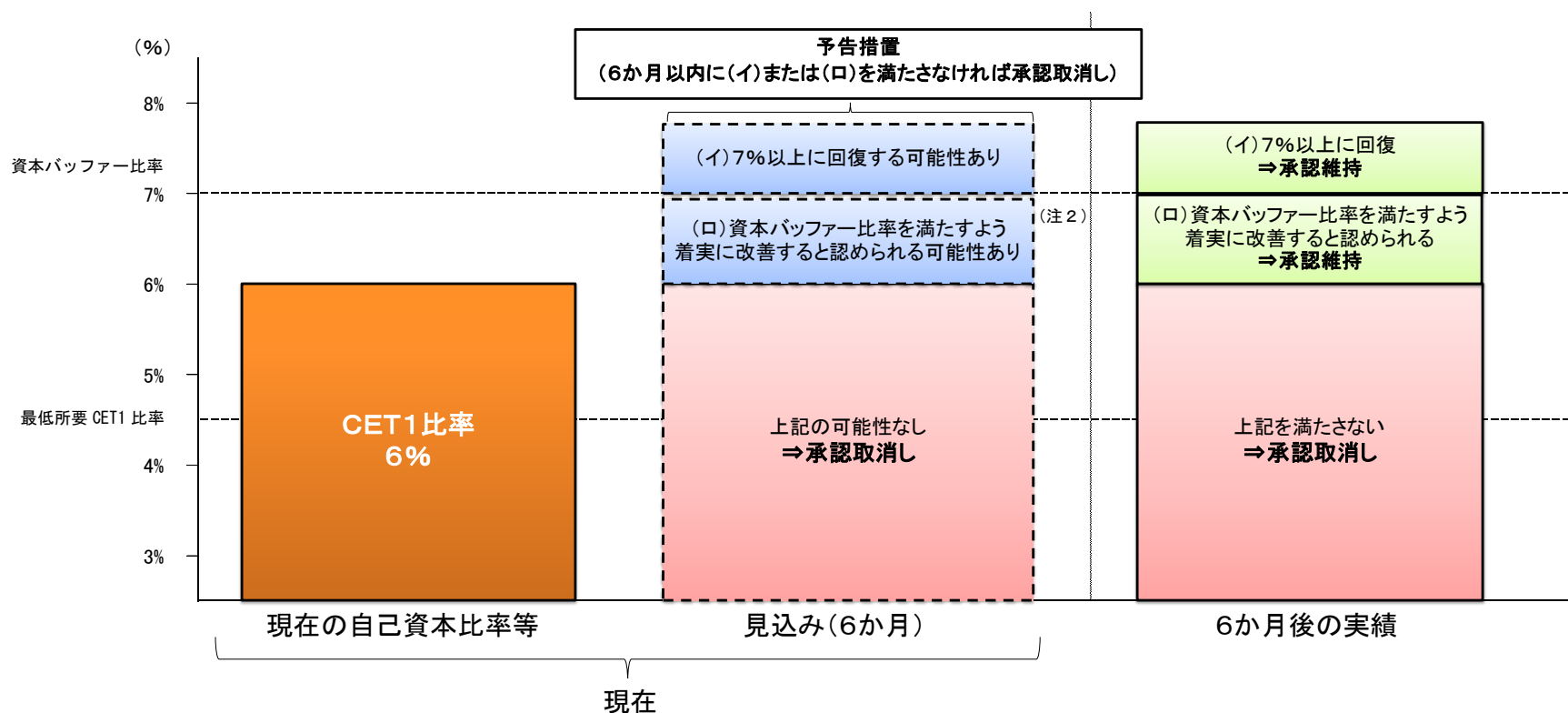


（注）CET1 比率 1.13%未満の場合には、直ちに承認取消しを行う。

② 資本バッファ比率の要件を満たさない場合^(注1)の予告措置

資本バッファ比率にかかる予告措置		対応
現在	6か月以内に資本バッファ比率の要件を満たす可能性はあるか 具体的には、(イ) 資本バッファ比率の要件を満たす、または(ロ)「着実に改善する」と認められる可能性があるか	☒ 有：予告措置 ☐ 無：承認取消し
6か月後	(イ) 資本バッファ比率の要件を満たした、または(ロ)「着実に改善する」と認められるか	☒ 有：承認維持 ☐ 無：承認取消し

<CET1 比率 7%未満 4.5%以上の場合>



(注1) 資本バッファ比率が法令に定められた水準を満たさない場合であっても、その水準を満たすよう着実に改善すると認められるときは、要件を満たすものとみなす。
なお、レバレッジ・バッファ比率も同様の扱い。

(注2) 「着実に改善する」可能性の判断は、資本バッファ比率を回復するために合理的と認められる改善計画を確認する。資本バッファ比率の水準を満たすまでの期間は、6か月以内である必要はない。6か月以上の期間をかけて資本バッファ比率の水準を満たす改善計画であっても、着実に改善する道筋を示すものであれば「着実に改善する」可能性があると認める。

補完貸付制度の貸付先承認にかかる自己資本比率等報告

当^(注1)は日本銀行が行う補完貸付制度の貸付先承認のために、以下のとおり、自己資本比率等を報告します。

なお、日本銀行から要請がある場合には、計数の裏付けとなる資料等を速やかに提出します。

1. 区分（該当区分の左欄に○を記入）

区分	
	(1) 国際統一基準適用先
	(2) 母国においてバーゼル III 規制の適用を受けている外国銀行または母国においてバーゼル規制が存在しない外国銀行
	(3) 国内基準適用先
	(4) 母国においてバーゼル I 規制またはバーゼル II 規制の適用を受けている外国銀行
	(5) 金融商品取引業者（本邦法人）
	(6) 金融商品取引業者（外国法人）
	(7) 証券金融会社
	(8) 短資業者
	(9) その他

2. 親会社等^(注2)

	名称
銀行持株会社	
最終指定親会社	
外国連結親会社	

3. 自己資本比率 (注3)

○ 1. において (1) の先

(単位：%)

	単 体 (年 月末時点)	連 結 (年 月末時点)	銀行持株会社 (年 月末時点)
普通株式等 Tier 1 比率			
Tier 1 比率			
総自己資本比率			

(法令により適用される資本バッファ比率) (注4)

(単位：%)

	単 体	連 結	銀行持株会社
資本バッファ比率			
資本保全バッファ			
カウンター・シクリカル・バッファ (注5)			
G-SIBs バッファ			
D-SIBs バッファ			
その他バッファ			

(法令に基づくレバレッジ比率)

(単位：%)

	単 体 (年 月末時点)	連 結 (年 月末時点)	銀行持株会社 (年 月末時点)
レバレッジ比率			

(法令により適用されるレバレッジ比率および

レバレッジ・バッファ比率) (注4)

(単位：%)

	単 体	連 結	銀行持株会社
レバレッジ比率			
レバレッジ・バッファ比率			

○ 1.において (2)の先

(単位：%)

	単 体 (年 月末時点)	連 結 (年 月末時点)	銀行持株会社 (年 月末時点)
普通株式等 Tier 1 比率			
Tier 1 比率			
総自己資本比率			

(母国の法令により適用される資本バッファ比率) (注4)

(単位：%)

	単 体	連 結	銀行持株会社
資本バッファ比率			
資本保全バッファ			
カウンター・シクリカル・バッファ (注5)			
G-SIBs バッファ			
D-SIBs バッファ			
その他バッファ			

(母国の法令に基づくレバレッジ比率)

(単位：%)

	単 体 (年 月末時点)	連 結 (年 月末時点)	銀行持株会社 (年 月末時点)
レバレッジ比率			

(母国の法令により適用されるレバレッジ比率および

レバレッジ・バッファ比率) (注4)

(単位：%)

	単 体	連 結	銀行持株会社
レバレッジ比率			
レバレッジ・バッファ比率			

○ 1.において (3)の先

(単位：%)

	単 体 (年 月末時点)	連 結 (年 月末時点)	銀行持株会社 (年 月末時点)
自己資本比率			

○ 1.において (4)の先

(単位：%)

	単 体 (年 月末時点)	連 結 (年 月末時点)
自己資本比率		

○ 1.において (5)の先

(単位：%)

	単 体 (年 月 末時点)	川下連結 (年 月 末時点)	川上連結 (年 月 末時点)
自己資本規制比率			
普通株式等 Tier 1 比率			
Tier 1 比率			
総自己資本規制比率			

(法令により適用される資本バッファ比率) (注4)

(単位：%)

	単 体	川下連結	川上連結
資本バッファ比率			
資本保全バッファ			
カウンター・シクリカル・バッファ (注5)			
G-SIBs バッファ			
D-SIBs バッファ			
その他バッファ			

(法令に基づくレバレッジ比率)

(単位：%)

	単 体 (年 月 末時点)	川下連結 (年 月 末時点)	川上連結 (年 月 末時点)
レバレッジ比率			

(法令により適用されるレバレッジ比率および

レバレッジ・バッファ比率) (注4)

(単位：%)

	単 体	川下連結	川上連結
レバレッジ比率			
レバレッジ・バッファ比率			

○ 1.において (6)の先

(単位：%)

	単 体 (年 月末時点)	川下連結 (年 月末時点)
自己資本規制比率		

(母国の法令に基づく自己資本比率)

(単位：%)

	単 体 (年 月末時点)	連 結 (年 月末時点)
普通株式等 Tier 1 比率		
Tier 1 比率		
総自己資本比率		

(母国の法令により適用される資本バッファ比率) (注4)

(単位：%)

	単 体	連 結
資本バッファ比率		
資本保全バッファ		
カウンター・シクリカル・バッファ (注5)		
G-SIBs バッファ		
D-SIBs バッファ		
その他バッファ		

(母国の法令に基づくレバレッジ比率)

(単位：%)

	単 体 (年 月末時点)	連 結 (年 月末時点)
レバレッジ比率		

(母国の法令により適用されるレバレッジ比率および

レバレッジ・バッファ比率) (注4)

(単位：%)

	単 体	連 結
レバレッジ比率		
レバレッジ・バッファ比率		

○ 1.において (1)から(6)までの先の外国連結親会社

(母国の法令に基づく自己資本比率)

(単位：%)

	単 体 (年 月末時点)	連 結 (年 月末時点)
普通株式等 Tier 1 比率		
Tier 1 比率		
総自己資本比率		

(母国の法令により適用される資本バッファ比率) (注4)

(単位：%)

	単 体	連 結
資本バッファ比率		
資本保全バッファ		
カウンター・シクリカル・バッファ (注5)		
G-SIBs バッファ		
D-SIBs バッファ		
その他バッファ		

(母国の法令に基づくレバレッジ比率)

(単位：%)

	単 体 (年 月末時点)	連 結 (年 月末時点)
レバレッジ比率		

(母国の法令により適用されるレバレッジ比率および

レバレッジ・バッファ比率) (注4)

(単位：%)

	単 体	連 結
レバレッジ比率		
レバレッジ・バッファ比率		

○ 1.において (7)または(8)の先

(単位：%)

	単 体 (年 月末時点)
自己資本比率	

○ 1.において (9)の先^(注6)

--

4. 流動性カバレッジ比率等 (注3)

○ 1. において (1) の先

(単位：%)

	単 体 (年 月末時点)	連 結 (年 月末時点)	銀行持株会社 (年 月末時点)
流動性カバレッジ比率			
安定調達比率			

○ 1. において (2) の先

(母国の法令に基づく流動性カバレッジ比率)

(単位：%)

	単 体 (年 月末時点)	連 結 (年 月末時点)	銀行持株会社 (年 月末時点)
流動性カバレッジ比率			

(母国の法令により適用される流動性カバレッジ比率) (注7)

(単位：%)

	単 体	連 結	銀行持株会社
流動性カバレッジ比率			

(母国の法令に基づく安定調達比率)

(単位：%)

	単 体 (年 月末時点)	連 結 (年 月末時点)	銀行持株会社 (年 月末時点)
安定調達比率			

(母国の法令により適用される安定調達比率) (注7)

(単位：%)

	単 体	連 結	銀行持株会社
安定調達比率			

○ 1. において (5) の先

(単位：%)

	単 体 (年 月末時点)	川下連結 (年 月末時点)	川上連結 (年 月末時点)
流動性カバレッジ比率			
安定調達比率			

○ 1.において (6)の先

(母国の法令に基づく流動性カバレッジ比率)

(単位：%)

	単 体 (年 月末時点)	連 結 (年 月末時点)
流動性カバレッジ比率		

(母国の法令により適用される流動性カバレッジ比率) (注7)

(単位：%)

	単 体	連 結
流動性カバレッジ比率		

(母国の法令に基づく安定調達比率)

(単位：%)

	単 体 (年 月末時点)	連 結 (年 月末時点)
安定調達比率		

(母国の法令により適用される安定調達比率) (注7)

(単位：%)

	単 体	連 結
安定調達比率		

○ 1.において (1)から(6)までの先の外国連結親会社

(母国の法令に基づく流動性カバレッジ比率)

(単位：%)

	単 体 (年 月末時点)	連 結 (年 月末時点)
流動性カバレッジ比率		

(母国の法令により適用される流動性カバレッジ比率) (注7)

(単位：%)

	単 体	連 結
流動性カバレッジ比率		

(母国の法令に基づく安定調達比率)

(単位：%)

	単 体 (年 月末時点)	連 結 (年 月末時点)
安定調達比率		

(母国の法令により適用される安定調達比率) (注7)

(単位：%)

	単 体	連 結
安定調達比率		

5. 外部 TLAC 比率等 (注3)

○ 1. において (1) の先

(単位：百万円)

	連 結 (年 月末時点)
内部 TLAC 額	

(法令により適用される内部 TLAC 額) (注8)

(単位：百万円)

	連 結
内部 TLAC 額	

(法令に基づく外部 TLAC 比率)

(単位：%)

	銀行持株会社 (年 月末時点)
外部 TLAC 比率 (リスクアセットベース)	
外部 TLAC 比率 (総エクスポージャーベース)	

(法令により適用される外部 TLAC 比率) (注8)

(単位：%)

	銀行持株会社
外部 TLAC 比率 (リスクアセットベース)	
外部 TLAC 比率 (総エクスポージャーベース)	

○ 1.において (2)の先

(単位：百万円)

	連 結 (年 月 末時点)
内部 TLAC 額	

(母国の法令により適用される内部 TLAC 額) (注8) (単位：百万円)

	連 結
内部 TLAC 額	

(母国の法令に基づく外部 TLAC 比率)

(単位：%)

	連 結 (年 月 末時点)
外部 TLAC 比率 (リスクアセットベース)	
外部 TLAC 比率 (総エクスポージャーベース)	

(母国の法令により適用される外部 TLAC 比率) (注8) (単位：%)

	連 結
外部 TLAC 比率 (リスクアセットベース)	
外部 TLAC 比率 (総エクスポージャーベース)	

○ 1.において (4)の先

(単位：百万円)

	連 結 (年 月 末時点)
内部 TLAC 額	

(法令により適用される内部 TLAC 額) (注8)

(単位：百万円)

	連 結
内部 TLAC 額	

(母国の法令に基づく外部 TLAC 比率)

(単位：%)

	連 結 (年 月 末時点)
外部 TLAC 比率 (リスクアセットベース)	
外部 TLAC 比率 (総エクスポージャーベース)	

(母国の法令により適用される外部 TLAC 比率) (注8)

(単位：%)

	連 結
外部 TLAC 比率 (リスクアセットベース)	
外部 TLAC 比率 (総エクスポージャーベース)	

○ 1.において (5)の先

(単位：百万円)

	連 結 (年 月末時点)
内部 TLAC 額	

(法令により適用される内部 TLAC 額) (注8)

(単位：百万円)

	連 結
内部 TLAC 額	

(法令に基づく外部 TLAC 比率)

(単位：%)

	川上連結 (年 月末時点)
外部 TLAC 比率 (リスクアセットベース)	
外部 TLAC 比率 (総エクスポージャーベース)	

(法令により適用される外部 TLAC 比率) (注8)

(単位：%)

	川上連結
外部 TLAC 比率 (リスクアセットベース)	
外部 TLAC 比率 (総エクスポージャーベース)	

○ 1.において (6)の先

(母国の法令に基づく内部 TLAC 額)

(単位：百万円)

	連 結 (年 月末時点)
内部 TLAC 額	

(母国の法令により適用される内部 TLAC 額) (注8) (単位：百万円)

	連 結
内部 TLAC 額	

(母国の法令に基づく外部 TLAC 比率)

(単位：%)

	連 結 (年 月末時点)
外部 TLAC 比率 (リスクアセットベース)	
外部 TLAC 比率 (総エクスポージャーベース)	

(母国の法令により適用される外部 TLAC 比率) (注8) (単位：%)

	連 結
外部 TLAC 比率 (リスクアセットベース)	
外部 TLAC 比率 (総エクスポージャーベース)	

○ 1.において (1)から(6)までの先の外国連結親会社

(母国の法令に基づく外部 TLAC 比率)

(単位 : %)

	連 結 (年 月末時点)
外部 TLAC 比率 (リスクアセットベース)	
外部 TLAC 比率 (総エクスポージャーベース)	

(母国の法令により適用される外部 TLAC 比率) (注 8)

(単位 : %)

	連 結
外部 TLAC 比率 (リスクアセットベース)	
外部 TLAC 比率 (総エクスポージャーベース)	

6. その他報告事項（注9）

--

年 月 日

（金融機関等名）（注10）

（役職名、代表者名）（注11）

日本銀行金融機構局長 殿

（注1） 当行、当社、当金庫等を記入して下さい。

（注2） 該当する者を有する場合にのみ、その親会社等の名称を記載して下さい。

- ・「銀行持株会社」とは、銀行法第52条の17第1項に基づき設立認可された会社をいいます。
- ・「最終指定親会社」とは、金融商品取引法第57条の12に規定する親会社をいいます。
- ・「外国連結親会社」とは、その母国においてバーゼルIII適用先またはバーゼルI・II適用先である親会社のうちグループ最上位のものをいいます。なお、外国連結親会社については、3.、4. および5. における「○ 1. において(1)から(6)までの先の外国連結親会社」の記載欄において、その自己資本比率等を報告して下さい。

- （注3）
- ・ 1. の区分に基づき、該当する項目のみ記載して下さい（外国銀行および外国連結親会社にあつては、その母国において規制の適用を受ける項目のみを記載して下さい。）。
 - ・ 算出時点は申出直前の決算期末として下さい（中間決算期末を含みます。ただし、申出直前の決算期末の自己資本比率、流動性カバレッジ比率等または外部TLAC比率等が申出時に判明していない場合には、判明している直近の決算期末として下さい。）。
 - ・ 自己資本比率、流動性カバレッジ比率等または外部TLAC比率等は小数点第3位以下切り捨てをして下さい。金額については小数点以下（百万円未満）切り捨てとして下さい。
 - ・ 「川下連結」は、「特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件」（平成22年金融庁告示第128号）に基づき算出された連結自己資本規制比率をいいます。また、「川上連結」は、「最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判

断するための基準を定める件」(平成 22 年金融庁告示第 130 号)に基づき算出された連結自己資本規制比率、「最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準」(平成 31 年金融庁告示第 8 号)に基づき算出された連結レバレッジ比率、「金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき、最終指定親会社が当該最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性のうち流動性に係る健全性の状況を表示する基準」(平成 26 年金融庁告示第 61 号)に基づき算出された連結流動性カバレッジ比率および連結安定調達比率または「金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき最終指定親会社が最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性の状況を表示する基準」(平成 31 年金融庁告示第 11 号)に基づき算出された外部 TLAC 比率をいいます。

- (注 4) 法令(外国銀行、外国金融商品取引業者または外国連結親会社のうち、バーゼル III 適用先またはバーゼル I・II 適用先については母国の法令をいい、銀行法準用先については準用される銀行法をいいます。)により資本バッファ規制、レバレッジ比率規制またはレバレッジ・バッファ規制が適用される場合には、適用される規制にかかる比率を記入して下さい。金融商品取引業者については、親会社が最終指定親会社またはバーゼル III 適用先である外国連結親会社である場合にのみ記載して下さい。外国連結親会社における母国の法令により適用されるレバレッジ・バッファ比率は、金融機関が外国連結親会社を有する場合にのみ記載してください。
- (注 5) 各国の法令により適用されるカウンター・シクリカル・バッファの比率に基づき算出した比率を記載して下さい。
- (注 6) 該当する場合には、別途ご相談下さい。
- (注 7) 外国銀行または外国金融商品取引業者のうち、母国の法令により流動性カバレッジ比率規制および安定調達比率規制が適用される場合にのみ、適用される流動性カバレッジ比率および安定調達比率を記載して下さい。
- (注 8) 法令(外国銀行、外国金融商品取引業者および外国連結親会社については母国の法令をいいます。)により内部 TLAC 額規制または外部 TLAC 比率規制が適用される場合には、適用される規制にかかる内部 TLAC 額または外部 TLAC 比率を記入して下さい。
- (注 9) ・自己資本比率算出時点以降申込書提出締切日までの間に、他の法人との合併、他の法人からの事業の全部もしくは一部譲受け、他の法人への事業の一部譲渡、他の法人からの会社分割による事業の全部もしくは一部承継、他の法人への会社分割による事業の一部承継または増減資(以下この項で「合併または増減資等」といいます。)があった場合(該当する先は、その旨を明記して下さい。)には、(注 3)の時点の自己資本比率または流動性カバレッジ比率等とともに、当該合併または増減資等を反映した実績値を報告して下さい。ただし、実績値がない場合には、申込書提出日に直近の時点の見込み値または監督官庁に合併等を反映した見込み値を提出済であるときはその数値を報告して下さい。
- ・また、申込書提出締切日時点において、合併または増減資等の計画を公表している場合には、その旨を記載して下さい。
 - ・実績値または見込み値の報告に当っては、必ず算出時点を明示し、併せて算出の根拠となる計数等を提出して下さい。また、監督官庁に提出済の見込み値を報告する場合には、提出を証する書面(書式適宜)を提出して下さい。
- (注 10) 日本銀行との当座預金取引において業務局または支店に届出済の印鑑届における金融機関等名を記載して下さい。また、外国銀行および外国金融商品取引業者の場合には、届出済の和文呼称を使用して下さい。

（注 1 1）頭取、社長、理事長等の氏名を記入して下さい。支店長等の代理人名の記載は不可。